

問番号	問内容
-----	-----

風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども

Q04-01 「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども」とはどのような者が該当しますか。

- ・発熱等の風邪症状が見られる子ども
- ・新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者である子どもをいいます。

Q04-02 風邪などの症状はない子どもについて、感染予防のため自主的に休ませた保護者は対象になりますか。

原則として対象になりません。ただし、学校長が新型コロナウイルス感染症に関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

Q04-03 当該助成金の対象となる「子ども」とは何歳までの子どもを指すのですか。

原則小学校相当を卒業するまでの子どもですが、障害のある子どもについては、高等学校相当を卒業するまでの子どもが対象になります。(※)
 なお、当該助成金で用いている「子ども」とは、子ども・子育て支援法第6条で定義している「子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)」と同趣旨です。
 ※放課後デイサービスについては19歳まで預かり可能のため、19歳まで対象。

Q04-04 インフルエンザによる学級閉鎖があった場合、対象となりますか。

対象になりません。
 本助成金は新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が休業した場合や、子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した(または感染の恐れがある)場合を対象としております。

Q04-05 濃厚接触者となった子どもがPCR検査を受け陰性と判明した後も、保健所の指示で2週間の自宅待機をしなければならず、子どもの世話をするために保護者が休暇を取得した場合、対象になりますか。

学校長が新型コロナウイルス感染症に関連して出席しなくてもよいと認めた場合については対象になります。